ヌ　第一項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第一項明示を安易に変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

ル　学校卒業見込者等（法第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（ニ㈡により、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、職業安定法第五条の三第一項及びトの明示が書面により行われるべきであること。

ヲ　職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するものであった場合、トの明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。

ワ　求人者等は、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。

カ　イ又はロ及びトにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、職業安定法第五条の三第四項の規定により、次に掲げる事項（ただし、㈣に掲げる事項にあっては、青少年を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下このカにおいて同じ。）として雇用しようとする者に限る。）については、書面の交付等により行わなければならないこと。

㈠　青少年が従事すべき業務の内容に関する事項

㈡　労働契約の期間に関する事項

㈢　試みの使用期間に関する事項

㈣　就業の場所に関する事項

㈤　始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項

㈥　賃金（臨時に支払われる賃金、賞与、精勤手当、勤続手当及び奨励加給又は能率手当を除く。）の額に関する事項

㈦　健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項

㈧　青少年を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

㈨　青少年を派遣労働者として雇用しようとする旨

ヨ　イ又はロ及びトによる明示は、試みの使用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間が終了した後の従事すべき業務の内容等とが異なる場合には、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すことにより行わなければならないこと。

タ　求人者等は、求職者等に対して第一項明示に関する記録を、当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日（当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあっては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならないこと。

レ　ミスマッチ防止の観点から、募集者等は、青少年の募集又は求人の申込みに当たり、企業の求める人材像、採用選考に当たって重視する点、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を青少年又は公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者に対し明示するよう努めること。

ソ　青少年の募集を行う者又は募集受託者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る募集に応じて労働者になろうとする青少年からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

ツ　虚偽の広告をなし、若しくは虚偽の条件を提示して青少年の募集を行った場合、又は虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人の申込みを行った場合は、職業安定法第六十五条第八号又は第九号の規定により、罰則の対象となることに留意すること。

第二の一㈡ハ中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削る。

第二の二㈡中「（法第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）」を削る。

第四の一中「募集に関する情報を提供することを業として行う者（三及び四において「募集情報提供事業者」という。）」を「募集情報提供事業者」に改める。

第四の三㈡を次のように改める。

㈡　相談窓口の明確化等、当該事業に係る労働者となろうとする青少年からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

（青少年雇用対策基本方針の一部改正）

第四条　青少年雇用対策基本方針（平成二十八年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第二の一中「第四条第七項」を「第四条第八項」に改める。

○厚生労働省告示第二百三十三号

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項の規定に基づき、職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を次のように定め、平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年六月三十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習

1　職業安定法施行規則第二十四条の六第二項に規定する厚生労働大臣が定める講習（以下「職業紹介責任者講習」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、次項に定めるものとする。

一　講習を実施する者（以下「講習機関」という。）の施設、設備、講習の実施の方法その他の講習に関する事項が、職業紹介責任者講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　講習機関の経理的及び技術的な基礎が、職業紹介責任者講習の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2　職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。

名　称	所　在　地
公益社団法人全国民営職業紹介事業協会	東京都文京区本郷三丁目三十八番一号本郷信徳ビル五階
一般社団法人日本人材紹介事業協会	東京都港区芝公園二丁目六番十五号黒龍芝公園ビル西館二階
株式会社オファーズ	群馬県高崎市上大類町千四十九番地
株式会社オープンリソースエージェントパートナーズ事業部	東京都新宿区下落合二丁目一番八号三栄ビル三階